

施設名称	女性相談センター	障害者相談センター	富山県リハビリテーション病院・ こども支援センター	心の健康センター	子ども・若者総合相談センター	少年サポートセンター
施設類型	婦人相談所 配偶者暴力相談支援センター	身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所	児童発達支援センター	精神保健福祉センター	子ども・若者総合相談センター	少年サポートセンター
根拠法令	売春防止法第34条 配偶者暴力防止法第3条	身体障害者福祉法第11条第1項 知的障害者福祉法第12条第1項	児童福祉法第43条	精神保健福祉法第6条	子ども・若者育成支援推進法第13条	少年警察活動規則第2条第12号 少年サポートセンター運営要綱
所在地	富山市婦中町宮ヶ島	富山市下飯野36	富山市下飯野36	富山市蜷川459-1	富山市舟橋北町4-19	本部センター：富山市新総曲輪1-7 東部分室：富山市赤江町5-1
立地環境	富山西警察署に隣接	富山県リハビリテーション病院・子 ども支援センターに隣接（旧高志リ ハビリテーション病院内）	富山県リハビリテーション病院・ こども支援センター	富山市保健所と合同の施設	富山県森林水産会館1階	本部センター：県警少年女性安全課内 東部分室：富山中央警察署内
建築年度	H20. 12（築12年）	S59. 10（築36年）	H28. 1（築5年）	H9. 4（築24年）	（（公社）富山県農林水産公社から 会議室を借受け）	富山中央署：H29. 4（築4年）
主な業務	・配偶者等からの暴力や家庭関係 の破綻等、正常な社会生活を営む上 で困難な問題を有している女性等の 保護、援助 ・配偶者暴力防止法（H13.4制定）に より、配偶者暴力相談支援センター の機能を担う施設の一つとして位置 付け	・身体障害者手帳の交付・相談、補 装具に関する判定・相談、更生医療 に関する判定 ・知的障害に係る相談（必要に応じ 精神科医師が診察）	・日常生活における基本的動作の指 導、独立生活に必要な知識技能の付 与又は集団生活への適応のための訓 練及び治療	・精神保健及び精神障害者の福祉に 関する知識の普及、調査研究及び複 雑困難な相談及び指導	・ニートやひきこもり、不登校など 社会生活を円滑に営む上での困難を 有する子ども・若者やその家族から の相談に対し、一次的な受け皿と なって、関係機関の紹介その他の必 要な情報の提供及び助言を行う総合 相談窓口	・少年の非行や不良行為などの問題行 動や犯罪被害等に関する相談、継続指 導、立ち直り支援
中央児童相談所と同 一又は隣接する都道 府県の数（再掲）	女相：26（同一21、隣接5） 配暴：24（同一19、隣接5）	身体：23（同一20、隣接3） 知的：27（同一25、隣接2）	8（同一4、隣接4）	精神：9（同一6、隣接3） ひきこもり：8（同一5、隣接3）	5（同一2、隣接3）	5（同一5）
備考	・R2.4月～児童虐待防止対応コー ディネーターを配置			・ひきこもり地域支援センター （H24.5）、依存症相談支援センター 及び自殺対策推進センター（H30.5） を併設 ・診療所機能あり	・NPO法人はあとぴあ21に運營業 務を委託	